

個人情報の第三者提供先利用目的

(個人データの第三者提供)

取得した個人データを第三者へ提供する場合は、予め本人の同意を得るものとする。

2 前項の規定は、次の場合については適用しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または自動の健全な育成の威信のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

3 個人データを第三者へ提供する場合において、本人の求めに応じてその第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、予め、本人に通知し、または適切な方法により本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第1項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供できるものとする。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段または方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

4 前項第2項または第3項に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、予め、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第1項および第3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の継承の場合

6 本人から、当該本人が識別される保有個人データが第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。

ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべきは、この限りではない。

7 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときもしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

8 前項の規定により本人に対し第三者への提供を停止しないことを通知する場合には、判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を説明するものとする。

(個人データの共同利用)

利用目的の範囲内において個人データを特定する場合であって、次に掲げる事項について、本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は、前条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 利用目的の範囲内において個人データを特定の者と共同利用する旨
- (2) 共同利用される個人データの項目
- (3) 共同利用者の範囲
- (4) 共同利用者の利用目的
- (5) 個人データの管理責任者の氏名または名称

2 前項第4項に規定する共同利用者の利用目的または第5項に規定する個人データの管理責任者の氏名もしくは名称を変更する場合は、変更する内容について、予め、本人が容易に知り得る状態に置くものとする。